

## 平成 30 年第 5 回阿蘇市議会臨時会目次

### ○11 月 6 日

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会宣告	2
議事日程の報告	
日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
日程第 2 会期の決定について	2
日程第 3 提案理由の説明	3
日程第 4 報告第 18 号 専決処分の報告について	3
日程第 5 議案第 75 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について	7
閉会	11
会議録署名	12

## 第 5 回阿蘇市議会会議録

- 1.平成 30 年 11 月 6 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2.平成 30 年 11 月 6 日 午前 10 時 00 分 開会
- 3.平成 30 年 11 月 6 日 午前 10 時 34 分 閉会
- 4.会議の区別 臨時会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	建設課長	中本知己
財政課長補佐	古閑茂雄	教育課長	日田勝也

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 報告第 18 号 専決処分の報告について

日程第 5 議案第 75 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について

## 午前 10 時 00 分 開会

### 開会（開議）宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私ともにご多忙の中に執行部の要請を受けまして、本日、臨時議会を招集しましたところ、ご出席をいただきありがとうございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 30 年第 5 回阿蘇市議会臨時会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、財政課長は親族の不幸のための出席できないことから、課長補佐が出席していることを申し添えておきます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 次に、日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、16 番、阿南誠藏君、17 番、古木孝宏君の両名を指名いたします。

### 日程第 2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の委員長報告をいたします。

平成 30 年 10 月 29 日、午前 10 時より本臨時議会の会期日程について、審議を行った結果、会期につきましては、本臨時議会の付議事件が専決処分の報告について及び平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算についての 2 件であることから、会期を本日 1 日間といたしました。

次に、本臨時会における議案審議の方法であります。委員会付託を省略して採決するこ

といたしました。

また、本日の臨時会閉会後は、執行部の要請を受けまして全員協議会を開くことといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果についての報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

### 日程第 3 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第 3、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

平成 30 年第 5 回阿蘇市議会臨時会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 18 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 30 年 5 月 19 日、阿蘇市南宮原において発生した物損事故について、同年 9 月 28 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 75 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳出において、小中学校にエアコンを設置するための設計費として 3,010 万円を計上しております。なお、財源には、予備費を充用しておりますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

以上、議案 2 件（報告 1 件、予算 1 件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

### 日程第 4 報告第 18 号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 4、報告第 18 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。

議案集 1 ページをお願いいたします。

ただ今議題としていただきました報告第 18 号、専決処分の報告について、ご説明いたし

ます。

提案理由、本件は、平成 30 年 5 月 19 日、阿蘇市南宮原において発生した物損事故について、同年 9 月 28 日に示談が成立。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

2 ページをお願いいたします。専決処分書。市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手。記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成 30 年 5 月 19 日、午後 2 時ごろ、阿蘇市南宮原 122 番地先路上（市道西湯浦 4 号線、村上川横断部）において、甲がトラクターで走行中、路面上の段差により車体が跳ね上がり、装着したテッダーがリアウインドに接触、甲に損害を与えました。

損害賠償の額、市は甲に対し 10 万 4,400 円を支払う。

甲の損害額。17 万 4,000 円、市の過失割合 6 割でございます。

和解事項。本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立及び請求を行わないことを確認する。

補足説明をいたします。市道西湯浦 4 号線は、鍋釣線西湯浦地区から鍋釣線南宮原地区を東西に結ぶ市道でございます。南宮原寄りの村上川と交差する横断部に暗渠、ボックスカルバートを埋設しております。この横断部の前後で舗装との段差が発生しており、走行中のトラクターが上下または左右に揺れ、トラクター後部に装着していたテッダーがトラクター後部ガラス窓に接触し、ガラス窓が破損いたしております。テッダーとは、牧草を攪拌して風通しをよくし、牧草の乾燥を促進する農機具でございます。また、舗装段差は 10 cm 程度となっており、震災後、徐々に大きくなったものと考えられます。この段差につきましては、事故発生翌日に補修を行っておりますが、今後同様の事故が起これぬよう再発防止に努めてまいります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 17 番、古木です。

毎回、毎回、言いたくありませんが、久しぶりに言いますが、なかなか事故と申しますか、いくら保険対応と言っても減りませんよね。今、管理状況はどうなっていますか。以前は、人数が少ないからなかなか見回りができないとか、そういう話もあったと思いますが、いろいろと阿蘇市も広いわけでございますが、毎回、毎回こういうことが、この案件を見れば運転手にも少しはありはしないかなと私は思いますけれども、ただやっぱりそういう状況に道路状況があるということは、市としての責任はあると思いますが、今管理状況はどういうふうになっていますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） ただ今 4 名の直営作業員で補修、パトロールを行っている状況

でございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 4名はわかりますよ。どういう状況で見回りをやっているかと。見回っておれば、1日ずっと阿蘇市内を回っても、大体回ってしまうんじゃないかと。少なくとも2日あればですね。そういう中で危ないところは大体わかってくると思うんですよ。そういうところを重点的に管理していかないと、人命に関わることも今後起こるかもしれないし、そういうところを考慮していただかないと、毎回、毎回、議会のたびに出てきて、他の市町村と比べてどういう状況かもちょっと調べてください。阿蘇市は水害もあった、地震もあったということで、なかなか広範囲ではありますが、非常に多いと思います。旧一の宮町時代は、こういうようなことはなかなか出てこなかったですよ。たまに出てくるぐらいで。本議会になると毎回出てくるような感じでしょう。もう少し真剣に管理していただかないと、人命に関わるようなことが起こったらまた大変ですよ。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員のおっしゃるとおり、十分注意してやっていきたいと思っております。段差ももちろんですが、舗装補修が連続する場所等を集中して舗装を行っている状況でございます。建設業者も今手一杯な現状であるため、嘱託作業員である程度大きな規模の舗装も行っております。ご理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 市長、いかがと思いますが。毎回、毎回これが出てきて、毎回、たまにしか言いませんが、こういうことが出てこないように、少ししっかり市長のほうからお考えいただいてやっていただかないと、作業員が足りないとか、足りるところから少しずつやっておりますとか、そういう問題じゃないことが起きかねないと思います。その辺の見解を。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今、おっしゃられたとおりでと思います。私もこの議案等を今まで提出をさせていただくとき、専決処分の中でいつも冒頭にこの事故の問題が出てまいりますことを心傷めながら、本当に申し訳ないなと思っております。ちなみに、今、4人ほど作業員がおりますが、それだけではなくて前から指摘がありましたように、この前の市政報告会においても、最後においていろんなご意見等がないときは、こちらのほうからぜひともそういう道路状況が悪い、そしてまたそういう破損をしているところがあれば何とか連絡をしていただきたいというようなことをお願いし、申し上げてはおりますものの、まだまだそういう意味においては足りないところがあるなということをお思っております。今のご意見をしっかりと受け止めながら、事故防止はもちろんでありますけれども、日常の大切な道路でもありますので、現在進めています復旧工事の状況を見ながら、早め早めの対応をこれからしていきたいと思っております。本当にそういう意味ではご心配をお掛けし、本当に申し訳なく思っております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

これは、先方はトラクターでしょうからそんなにスピード出てないと思うんですけれども、どれぐらいのスピードで、過失というのは認められたんでしょうか。以前、これは農道になるんですけど、いこいの村の上のほうがちょうど道路と橋の間が開いていまして非常に危険だからということで、農政課のほうに埋めてもらったんですけども、そのときにもただ埋めるだけで、スピードを上げて車が来たときはやっぱり跳ねるぐらいの埋め方だったんですよね。なだらかに埋めて、多少スピードが出てもいいような形の舗装の仕方をしていただきたいと思うんですけれども、状況はどうだったのか、ご説明をお願いします。

あと、これ物損事故ですので、車がぶつかった保険とはまた違う保険だと思うんですけども、保険適用で車がぶつけて保険が出るのと違う保険なのかどうか。その説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（阿部節生君） スピードにつきましては、議員が言われたようにトラクターでするので出ても 30 km程度しか出ておりません。当然、減速はされておりますが、段差が激しかったということで、特にトラクターの場合はサスペンションがございませんので、その衝撃が伝わったのかなというふうに思っております。

それと、補修につきましては、とりあえず現在危なくないようにやっておりますが、状況を見ながら、もしまた沈下などがあるようであれば、手を入れていきたいと思えます。

最後に言われました保険につきましては、これは全国市町村会がやっております総合賠償保険で、第三者に対しての損害賠償を補填するという保険ですので、通常の自動車保険などとは違う保険になっております。市が管理する公物に対して掛けてあるという保険です。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 道路で危ないところに気がついたら、こちらからもなるべくお知らせするようにしますので、お願いいたします。

それと保険についてですけど、大体年間いくらぐらいそういった保険は払っているのか。決算書でちょっと探しきれなかったんですけど、款、項、目、節までわかるなら説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 全国市町村会総合賠償保険というのに阿蘇市は入っております。これは、市民1人当たり掛け金が86円50銭になっておりまして、全住民の分を掛け金としてお支払いをしております。先ほど土木部長のほうから説明がありましたけれども、市が所有管理する施設の瑕疵、または業務上の過失に起因する事項に対してお支払いをしていくというような形になっております。予算的には、総務費の一般管理費、役務費の中で例年予算措置並びに予算の執行をいたしているところであります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。本臨時会に付議されました議案第 75 号、平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、本臨時会に付議されました議案第 75 号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

#### 日程第 5 議案第 75 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 5、議案第 75 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長補佐の説明を求めます。

財政課長補佐。

○財政課長補佐（古閑茂雄君） おはようございます。

ただ今議案としていただきました、議案第 75 号、平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算についてご説明させていただきます。

別冊 1 をご覧ください。1 ページをお開き願います。今回の補正は、第 3 号の補正となります。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、2 ページをご覧ください。第 1 表でございます。今回は、財源を予備費ということで対応しておりますので、歳出予算のみの補正となります。そのため、予算の総額は変動ございません。172 億 6,727 万 1,000 円でございます。詳細につきましては、4 ページをお開きください。歳出でございます。款 9 教育費、項 2 小学校費、目 3 小学校建設費です。委託料としまして、空調設備設置工事設計業務委託料 1,810 万円を計上しております。これは、平成 30 年度に統合します山田小学校を除く小学校 5 校、設置数は教室で 109 教室にエアコンを設置するための設計費用として計上しております。今回は、国の補正、平成 30 年度補正予算（第 1 号）におきまして、学校におけます熱中症対策としまして、エアコン設置に対します財政支援が盛り込まれております。これを受けまして、今後、補助金交付のスケジュール、設置工事の工期等を考慮した場合に、12 月定例議会ではそれらのスケジュールでは間に合わないことから、今回臨時議会での上程となっております。

続きまして、款 9 教育費、項 3 中学校費、目 3 中学校建設費です。こちらも委託料としまして空調設備設置工事設計業務委託 1,200 万円を計上しております。中学校 3 校で 72 の教室にエアコンを設置するための設計費用として計上をいたしております。

続きまして、款 13 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費です。財源としまして、合わせまして 3,010 万円を予備費として減額をしているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。

今の説明の中で、この件については国からの交付金の予定があるということですが、大体どれぐらいの見込みがあるのか。そういったものがわかっているのか。その点について説明を求めます。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをします。

国からの交付金といいますか、補助が 3 分の 1 というのが規定で決まっております。それと、補助裏に対しまして起債をお借りいたします。起債が補助裏 100% 充当可能ということで、そのうちの 60% が交付税措置されるということです。今回の財政支援については今年度限りというふうなことでございましたので、今回、取り組むという形にいたしております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） この予備費からの流用なんで、私は補正予算を組まなくてもよかったんじゃないかなという気がしておりましたけれども、裁判費用なんかは予備費から出すということで組まないように聞いております。これがどう違うのか。この款項目があるところというのは予備費であっても補正予算を組むのか。それから、裁判費用というのはどういう項目に入っているのか。併せて伺います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長補佐。

○財政課長補佐（古閑茂雄君） 今回の予備費の充用ですけれども、まず訴訟関係でございますけれども、臨時議会を開くにあたりましては、3 週間程度時間を要します。訴状の場合は、訴状が届きましてから約 1 箇月弱で答弁書の作成をしまして、提出が求められております。その関係で、まずその答弁書の作成に向けまして、顧問弁護士との打ち合わせ、内容の確認、我々の内容につきまして十分な内容を盛り込むという作業に直ちに入らなくてはなりません。そういったこともありまして、裁判費用につきましては予備費の充用というような形でさせていただいております。今回のエアコン設置につきましては、今後スケジュールが示されているということでありますので、今回議会で出させていただいたということでございます。

費目につきましては、弁護士に关します委託料でございましたり、報償費でございましたり、複数に亘って予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 先ほどの市原議員の国庫補助の件ですけれども、結局3分の1補助で60%付くということで90%ということですか。それとも自己負担は、昨日、国会を見た感じでは26.7とか聞いたんですけれども、実際自治体の負担はいくらぐらいになるのか。それについてお尋ねします。

それと、この予算が小学校、中学校と別々に上がっていますけれども、別々に業者に設計委託するのか。

3番目として、学校ごとの随契で三者見積もりとか取ったほうが設計委託料もかからずに、結果的に安くなるような気がするんですけれども、設計委託して入札まで持っていく、その金額とかも含めた根拠についてお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） まず、1点目のご質問ですが、財政負担ということでございますが、今現在国のほうが示しているのが3分の1、それから3分の1の残り、3分の2に対して100%起債、その60%ということになりますので、残りが実質阿蘇市の負担ということになります。その実質負担が26.7%になるということでございます。ただ、これはあくまでも補助対象経費でございますので、実質エアコンを設置ということになりますと補助対象外が相当含まれる可能性がありますので、その補助対象外によっては阿蘇市の負担がさらに増えるという部分がございますが、それについては実際設計をやって、詳細な金額が出てこないことには把握ができませんので、そういった部分の詳細については、3月の議会でないと数字等についてはお答えができないのかなと思っております。

それから、2番にありました各学校分けてあるということでございますが、現在、8校を予定いたしておりますけれども、3番目と合わせての回答になるかと思いますが、8校一気にやるとことになりますと諸経費とか、業者さんを見つけるのが大変かなという部分もありますし、実際、波野校区、一の宮校区については施設がほぼ同一敷地にあるというふうな部分もありますので、そういった部分でブロック分けをして、業者設定をやったほうが、より効率的にできるのではないかと考えております。今のところ、業者につきましては3ブロックに分けて検討をいたしております。ただ、阿蘇校区の阿蘇西小学校については、まだ工事中でございますし、当然、そういった中で設計ということになりますので、その部分については分けて考えたいと思っておりますので、今のところ、4ブロックといいますか、4つに分けた形での委託で検討しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それで、補助率の問題はそうとして、これは普通教室にしか付かないということですので、今後特別教室とかに対してもいろいろ補助、改善交付金とか、体育館関係も緊急防災減災事業債ですか、そういったものもあるらしいので、次のことも考えていっていただきたいと思っております。臨時議会を開いて早急に対応していただいたことは非常に評価すべきものだと思います。非常にありがたいと思っております。

次の対応もお願いしたいところなんですけれども、これブロックごとに分けるんですが、

空調になると維持費というものがかかるんですけども、当然学校ごとに維持費を設定していくと思うんですが、高校の場合は空調に関しては保護者から集めて積み立てして、それで設置したり、メンテナンス、あるいは入れ替えといたしますか、修理とかいろいろやるんですけども、そういったことは全部、市の教育委員会、市が見るような形になるのでしょうか。今後のことについてお尋ねします。

それと、なかなかこの設計委託の場合、競争原理がどこで働くのかなど。入札のときは働くといいますが、大体ほとんど金額に沿って 99.何%ということで、競争原理自体はあんまり働いてないと思うんですけども、この設計委託した、出てきた見積額が適正価格かどうかというのはどこで検証はされるのでしょうか。

その2点をお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） まず、ご質問にお答えをする前に、設置する教室の確認について再度申し上げさせていただきたいと思います。普通教室といたしますのは、通常子どもさんが学習をする教室を普通教室ということで、特別教室は音楽とか、図書室とか、技術家庭とか、その他を含めますけれども、現在予定をしておりますのは特別教室も含めて実施ということで考えております。普通教室が 94 ほどございまして、特別教室と合わせますと全教室が 218 ございます。8校で 218 あります。そのうち、以前にも申し上げたかと思いますが、保健室であったり、特別支援を要する教室等には既に設置がございまして、そういった部分が 37 教室付いております。残りが普通教室、特別教室を合わせまして 181 教室ございますので、それについて全て設置を行うということで現在計画をさせていただいております。

それから、2 点目の件でございしますが、維持費ということでございしますが、当然、電気代等が高額になるということで今までの電気代より上がってくるのは必然的に上がってくるかと思いますが、そういった維持管理の部分について、保護者であったり、PTAに求めるということは全く考えていません。

それと、3 番目におっしゃられました、委託の競争原理の部分でございしますが、当然国の支援あたりも受けますし、補助も受けますので、会計検査の対象になります。国・県あたりと連携をしながら、その部分については数字を出していきますので、適正な価格で行うということになります。当然、既に先行して行われた自治体のデータ等もありますので、そういった部分を引き合わせながら、適正な価格を設定して設計に出すということでございます。先ほどおっしゃられました、随契という形ではなくて、今のところ入札ということで検討いたしておりますので、価格の部分については適正な対応を行います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 入札関係のことは、教育部に関係なくもいろんなところに関わるわけですけども、最近、震災の後とかで単価が上がっているという話も聞いております。それで見積もりされた設計額が実際かかる金額よりも低くて、要は入札を取っても赤字になるという話も聞きます。それで、その設計価格というものが、見積もり価格が適正かどうか、それをどこで市役所のほうはチェックされているのか。それをお尋ねしたいと思うんですけ

ど。最後なんで、お答えできれば、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 価格の確認につきましては、建設課あたりにあります統一した建設物価あたりを基に、こちらのほうでも所管課、建設課、財政課、関係課とチェックを入れますので、そこで金額に大きな差があるとか、そういったことがないような形でのチェック体制といいますのは、主管課を中心に関係課と協議をしながらチェックをするという形を取っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 75 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、平成 30 年第 5 回阿蘇市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午前 10 時 34 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 30 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員